

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

鳥取県の緊急支援策

令和4年3月24日発行 第14版

鳥取県では、全庁をあげて新型コロナウイルス感染拡大の防止策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまが、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、お役立てください。

国・市町村の給付金制度など支援策もあわせて掲載しています。

●鳥取県総合相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない場合や、お困りの場合はこちらへご連絡ください。	電話：0857-26-7799・7958 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） FAX：0857-26-8143 Email：cov19-taisaku@pref.tottori.lg.jp
家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルスに関する家庭におけるあらゆる相談を、ワンストップで受け付けます。	電話：0857-26-7688 受付：8:30～17:15（平日） 9:00～17:15（土日祝）
厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する各種お問合せを受け付けます。	電話：0120-565-653（フリーダイヤル） FAX：03-3595-2756

●新型コロナワクチンに関する相談窓口

<ワクチンに関する一般的な内容>

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナワクチン相談センター	ワクチン接種後の副反応や効果、接種にあたっての注意事項など、ワクチンに関する専門的なことについて相談を受け付けます。	電話：0120-000-406（フリーダイヤル） FAX：0857-50-1033 受付時間：9:00～17:15（土日祝を含む） ※接種方法や接種場所については、お住いの市町村にお問い合わせください。（詳しくはP2を参照ください）
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	新型コロナワクチンに関するお問い合わせを受け付けます。	電話：0120-761-770（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～21:00（土日祝を含む）

<市町村新型コロナワクチンセンター(3月24日時点)>

市町村	名称	電話番号	受付時間 (※がない場合は 平日のみ)
鳥取市	新型コロナワクチン接種専用ダイヤル	0857-30-8535	8:30~17:15 ※土日祝も可
米子市	新型コロナワクチン接種コールセンター	0570-002-741	8:30~17:15 ※土日祝も可
倉吉市	新型コロナワクチンコールセンター	0858-27-0005	9:00~17:00
境港市	コールセンター	0120-05-0859	平日:8:30~17:15 土日祝:集団接種 の実施時間と同じ
岩美町	予約専用コールセンター ※予約	0857-32-8067	9:00~17:00
	健康長寿課 ※相談	0857-73-1322	8:30~17:15
若桜町	保健センター	0858-82-2214	8:30~17:15
智頭町	予約専用コールセンター	0857-32-8067	9:00~17:00
八頭町	新型コロナワクチン接種コールセンター	0858-72-1133	9:00~17:00
三朝町	コールセンター	0858-27-0833	9:00~17:00
湯梨浜町	コールセンター	0858-35-5338	9:00~17:00
琴浦町	新型コロナワクチンコールセンター	0858-27-1202	9:00~17:00
北栄町	新型コロナワクチン接種コールセンター	0858-37-2227	8:30~17:15
日吉津村	新型コロナワクチン接種相談窓口 (福祉保健課)	0859-27-5952	9:00~17:00
大山町	予約専用電話 ※予約	0859-54-6400	8:30~17:00
	健康対策課 ※相談	0859-54-5206	8:30~17:15
南部町	予約専用ダイヤル	0570-032-489	9:00~17:00
	相談専用ダイヤル	0570-099-783	
伯耆町	予約専用電話 ※予約	0859-30-4489	9:00~17:00
	健康対策課 ※相談	0859-68-5536	9:00~17:00
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	8:30~17:00
日野町	ワクチン予約センター ※予約	0859-72-1661	9:00~17:00
	健康福祉課 ※相談	0859-72-1852	8:30~17:15
江府町	総合健康福祉センター	0859-75-6111	9:00~17:00

<職域接種に関すること>

相談窓口	相談内容	連絡先
職域接種相談センター	職域接種に関する相談を受け付けています。	◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） 電話：0857-26-7977

●新型コロナに係る人権相談に関すること

相談窓口	相談内容	連絡先
人権相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。 その他、ワクチン接種の強制などの人権相談も受け付けています。	◆受付：8:30～17:00（土日祝を除く） ○東部（県庁人権局人権・同和対策課） 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138 ○中部（中部総合事務所県民福祉局） 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425 ○西部（西部総合事務所県民福祉局） 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639 ※FAXは相談申込の受付専用です。 Email：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp ※Emailでの相談は24時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。

●コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口

県内事業者の皆様による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士等がサポートします。

連絡先
◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内） 電話：0857-26-7229（社会保険労務士の予約）／0857-26-7538（行政書士・税理士の予約） ○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内） 電話：0858-23-3985 ○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637

●感染発生時企業サポートセンター

県内企業にお勤めされる従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染した際、円滑な職場復帰とともに、事業活動における取引維持等を支援します。

連絡先
◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内） 電話：0857-26-7602 ○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内） 電話：0858-23-3985 ○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637

●企業・事業者向け相談窓口(コロナ禍克服相談窓口)

新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会等をご利用ください。

連絡先	
◆受付：9:00～17:00（土日祝を除く）	
○鳥取商工会議所	電話：0857-32-8006
○米子商工会議所	電話：0859-22-5131
○倉吉商工会議所	電話：0858-22-2191
○境港商工会議所	電話：0859-44-1111
○鳥取県商工会連合会	電話：0857-31-5555
○鳥取県中小企業団体中央会	電話：0857-26-6671
○鳥取県信用保証協会	電話：0857-26-6631
○鳥取県経営サポートセンター	電話：0857-20-0071

●新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口

相談内容	連絡先
<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関して、次のような内容の相談を受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナ安心対策認証店等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認証取得を希望する事業所へ現地で感染予防対策の助言 ●飲食店、宿泊施設、販売店といった各種事業所及び団体等における具体的な新型コロナウイルス感染拡大予防対策の相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ イベント開催申出書の受付、各種イベントの感染予防対策の相談 ●新型コロナウイルス感染拡大予防対策県版ガイドラインの相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業界団体からの鳥取県版ガイドライン作成の相談 ➢ オーダーメイド型感染対策マニュアルの作成支援 	<p>◆受付:8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○くらしの安心推進課 電話：0857-26-7284 ○中部総合事務所環境建設局 電話：0858-23-3982 ○西部ワンストップセンター（西部総合事務所内） 電話：0859-31-9637

●こころとからだの健康相談窓口

相談内容	連絡先
<p>コロナ禍の中で、困難や苦悩にあって苦しんでおられる方の相談を受け付けています。</p>	<p>◆受付：12:00～21:00（土日祝を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちの電話 電話：0857-21-4343 ◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○県立精神保健福祉センター 電話：0857-21-3031 FAX：0857-21-3034 ○鳥取市保健所 電話：0857-22-5616 FAX：0857-20-3962 ○中部総合事務所倉吉保健所 電話：0858-23-3127 FAX：0858-23-4803 ○西部総合事務所米子保健所 電話：0859-31-9310 FAX：0859-34-1392
<p><メールによる相談> 学校、仕事、人間関係に関する悩みに専門の相談員が応じます。 相談受付用メールアドレス soudan@tottorins.com へメールをお送りください。</p>	<p>相談時間になりましたら相談内容を送信してお待ちください。 (受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金 ・毎月第2及び第4土曜日 ・17:00～21:00

★主な新規事業（期間延長等を含む）★

項目 (掲載ページ)		事業内容
企業・ 事業者 向け	経営安定事業継続支援資金 (P21)	県内中小事業者等の経営安定化等に要する資金調達を支援します。
	事業復活支援金 (P22)	新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じて給付金が支給されます。
	オミクロン株影響対策 緊急応援金 (P23)	新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、経営上の影響を受けた県内事業者の事業継続を支援するため、業種や地域を問わず事業全般に幅広く活用可能な新たな応援金を支給します。
	コロナ禍再生応援金 (P23)	長期化するコロナ禍により経営上の影響を受けた認証店を対象に、感染予防・拡大防止対策の徹底を図りつつ、事業活動の本格的な再生等を支援するための応援金を支給します。

目次

個人向けの支援

- 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関する事.....7
- 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関する事.....12
- 3. 雇用や就職に関する事.....16
- 4. 教育に関する事.....18

企業・事業者向けの支援

- 5. 経営に関する事.....21
 - (1)資金繰り.....21
 - (2)給付金、需要喚起(県内市町村の制度を含む).....22
 - (3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか.....29
 - (4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓.....32
 - (5)働き方改革、人材育成・採用.....35
- 6. 農林水産業に関する事.....39

その他の支援

- 7. イベント開催などに関する事.....41
- 8. 税に関する事.....42


【参考資料】 各種施策のチラシ

- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」へ掲載しておりますので、ご活用ください。



鳥取県 新型コロナウイルス感染症





1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

事業内容	連絡先
<p>1-1 社会福祉資金貸付制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。(受付期間：令和4年6月末まで)</p> <p>併用すると、2人以上世帯の場合、最大80万円(緊急小口資金20万円、総合支援資金20万円×3月)までの貸付が可能です。</p> <p>なお、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は、償還を免除できることとなっています。</p> <p>○休業された方の世帯向け(緊急小口資金) (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 (貸付額) 10万円以内(一定の場合は20万円以内)</p> <p>○失業された方等の世帯向け(総合支援資金) (対象) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 (貸付額) 2人以上世帯：月額20万円以内 単身世帯：月額15万円以内</p>	<p>お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> 
<p>1-2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。</p> <p>生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たす方が対象です。</p> <p>※令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯で、以下の要件を満たす方も対象となります。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+生活保護の住宅扶助基準額を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。</p> <p>※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。(詳細は各窓口にお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の金額の6倍を超えないこと(ただし100万円以下)</p> <p>○求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと <p>○支給額(月額) 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</p> <p>○支給期間 3か月(申請受付は令和4年6月末まで) ※初回の支給(最大3か月)に加え、再支給(最大3か月)が可能です。</p>	<p>厚生労働省コールセンター(0120-46-8030)又はお住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。</p>



事業内容	連絡先
1-3 住居確保給付金	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給します。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12+家賃額（上限基準額あり）を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。 ※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。（書類が整わない場合の対応は各窓口にお問い合わせください。）</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が一定の額を超えないこと</p> <p>○支給額 家賃相当額（上限あり）</p> <p>○支給期間 原則 3 か月（最長 9 か月） ※支給が終了した方について、3 か月間の再支給が可能となる場合があります。（令和 4 年6月末まで）</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課 又は自立相談支援事業の窓口 にお問い合わせください。</p>
1-4 母子父子寡婦福祉資金貸付	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間） （対象）ひとり親となって 7 年未満の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円、 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間） （対象）失業中の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p>	<p>お住まいの市町村ひとり親福祉担当課にお問い合わせください。</p>
1-5 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>（対象者）母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っているもの 又は近々償還が開始されるもの</p>	<p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <p>○家庭支援課 電話：0857-26-7869</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局 地域福祉課 電話：0858-23-3141</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局 地域福祉課 電話：0859-31-9308</p>

事業内容	連絡先
<h2>1-6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金</h2>	
<p>住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付されます。</p> <p>【対象者】</p> <p>①基準日（令和3年12月10日）において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②①のほか、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>【給付額】</p> <p>1世帯当たり10万円</p> <p>【申請方法・給付時期】</p> <p>市町村により異なりますので、各窓口でお問い合わせください。</p>	<p>お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。</p>
<h2>1-7 子育て世帯等臨時特別給付金</h2>	
<p>子ども1人あたり10万円相当の「子育て世帯等臨時特別給付金」が支給されます。支給の組み合わせは、次の3通りとなりますが、お住いの市町村で支給方法・支給時期が異なります。</p> <p>【支給方法】</p> <p>①先行分の5万円給付と追加分の5万円相当のクーポンの給付</p> <p>②先行分の5万円給付と追加分の5万円の給付</p> <p>③10万円一括の給付</p> <p>【支給対象児童】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子ども <p>【支給要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもを養育している者の年収が基準を上回る場合、支給対象外となる場合があります（詳細は市町村からの案内でご確認ください） 	<p>お住まいの市町村へお尋ねください（多くは児童手当担当課が窓口となっていますが、異なる市町村もあります。）</p> <p>※公務員の方についても各市町村から支給されます</p>
<h2>1-8 生活に困られている方の相談</h2>	
<p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人お一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口にお問い合わせください。</p> 
<h2>1-9 生理用品の無償配布</h2>	
<p>経済的な理由等で生理用品を購入できない方のために、生理用品の無償配布を行っている市町村があります。</p>	<p>お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> 


事業内容	連絡先
<h2>1-10 県営住宅家賃等徴収猶予</h2>	
<p>収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。</p> 	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社本部 電話：0857-27-7334 FAX：0857-22-8331</p> <p>○中部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社中部事務所 電話：0858-26-8500 FAX：0858-26-8503</p> <p>○西部地域（市町村委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社西部事務所 電話：0859-32-9211 FAX：0859-32-9204</p> <p>※市町委託県営住宅については、管理委託先である各市町担当課までお問い合わせください。</p>
<h2>1-11 県営住宅の提供</h2>	
<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。</p> 	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3632</p> <p>○中部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話：0858-23-3235</p> <p>○西部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話：0859-31-9751</p> <p>○鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課管理担当 電話：0857-26-7411</p>
<h2>1-12 あんしん賃貸支援事業</h2>	
<p>民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者や障がい者・低所得者等の方に対して、入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。</p> <p>また、専任のあんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。</p>	<p>鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内） 電話：0857-23-3569</p> <p>○あんしん賃貸相談員 東・中部担当 電話：090-7135-3686 西部担当 電話：080-1949-3920</p>


事業内容	連絡先
<p>1-13 消費生活相談</p> <p>新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの消費者トラブルや多重債務（個人間借金除く）の相談をお受けします。</p>	<p>◆相談窓口（祝日を除く）</p> <p>「消費者ホットライン188」に電話いただくと、お住まいの市町村や県の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】</p> <p>電話：局番なし 188（イヤヤ）</p>
<p>1-14 外国人相談窓口</p> <p>外国人の方々の生活相談に対応しています。</p> <p>※外国出身の相談員もいます。（英語、中国語、ベトナム語が話せます）</p> <p>※外国出身の相談員による相談受付時間は、日によって異なります。</p> <p>※詳しくは、お近くの（公財）国際交流財団事務所までお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>	<p>◆相談窓口</p> <p>（公財）鳥取県国際交流財団</p> <p>○本所</p> <p>電話：0857-51-1165</p> <p>FAX：0857-51-1175</p> <p>Email：tic@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：平日 9:00～18:00、 土日 9:00～17:30（祝日を除く）</p> <p>○倉吉事務所</p> <p>電話：0858-23-5931</p> <p>FAX：0858-23-5932</p> <p>Email：tick@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○米子事務所</p> <p>電話：0859-34-5931</p> <p>FAX：0859-34-5955</p> <p>Email：ticy@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：9:00～17:30（土祝を除く）</p>

2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

事業内容	連絡先
<p>2-1 教育相談電話</p> <p>いじめ、不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。</p> <p>心身の変調(気分の落ち込みや不安など)で学校を休みがちになっているなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p> 	<p>○教育相談窓口</p> <p>電話：0857-31-3956</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>メール相談：soudan-117 @kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p> <p>○「専門医による教育相談会」の予約</p> <p>電話：0857-28-2322</p> <p>受付：9:00～17:00（土日祝を除く）</p>
<p>2-2 人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。</p> 	<p>◆相談窓口</p> <p>○人権教育課</p> <p>電話：0857-26-7535</p> <p>FAX：0857-26-8176</p> <p>Email：jinkenkyoiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>◆24 時間受付窓口</p> <p>○いじめ 110 番</p> <p>電話：0857-28-8718</p> <p>○24 時間子ども SOS ダイアル</p> <p>電話：0120-0-78310</p> <p>○いじめ相談専用メール</p> <p>Email：ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p>
<p>2-3 スクールカウンセラーによる心の健康相談等</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談に応じています。</p>	<p>在籍の学校にお問い合わせください。</p>



事業内容	連絡先
<p>2-4 DV相談</p> <p>「暴力を振るわれている」「つらい」と感じたら、右記の相談窓口に相談してください（DV 被害に関する緊急連絡は、24 時間受け付けています）。</p> <p>また、緊急の場合には、ためらわずに 110 番通報してください。</p>  <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p> 	<p>配偶者暴力相談支援センター 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○福祉相談センター（婦人相談所） 電話：0857-27-8630 FAX：0857-21-3025</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0858-23-3152・3147（緊急時） FAX：0858-23-4803</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0859-31-9304 FAX：0859-34-1392</p> <p>○夜間・休日の相談窓口 電話：0858-26-9807 夜間：17:15～8:30（土日祝を含む） 休日：8:30～17:15（土日祝のみ）</p> <p>○警察総合相談電話 電話：0857-27-9110（#9110）</p> <p>○警察本部性犯罪 110 番 電話：0857-22-7110 緊急電話：110 番</p>
<p>2-5 児童虐待相談</p> <p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p> 	<p>児童相談所 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ※児童虐待など緊急の場合は、24 時間受け付けています。</p> <p>○福祉相談センター（中央児童相談所） 電話：0857-23-6080 FAX：0857-21-3025</p> <p>○倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367</p> <p>○米子児童相談所 電話：0859-33-1471 FAX：0859-23-0621</p>

事業内容	連絡先
2-6 妊産婦相談	
新型コロナウイルスに感染していることが確認され、陰性となった後も自身及び胎児・新生児の健康等に対して不安を抱える妊産婦の方を対象に相談窓口を設けています。	家庭支援課 電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863 Email：kateishien@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
2-7 ひとり親相談	
新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、相談窓口を設けています。	ひとり親家庭相談支援センター ○東部（県立鳥取ハローワーク内） 電話：080-7122-7260 受付：14:15～18:15（毎週土曜日） ○中部（県立倉吉ハローワーク内） 電話：080-4439-4350 受付：14:15～18:15（第2・4土曜日） ○西部（県立米子ハローワーク内） 電話：080-7508-4231 受付：14:15～18:15（毎週水・土曜日）
2-8 人権相談	
新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。	◆人権相談窓口 ○人権・同和対策課 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138 ○中部総合事務所県民福祉局 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425 ○西部総合事務所県民福祉局 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639 ※いずれも受付：8:30～17:00（土日祝を除く） ※FAX は相談申込の受付専用です。 E-mail：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp ※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。
	◆こどもいじめ人権相談窓口 電話：0857-29-2115 受付：電話は 24 時間対応。面接は 8:30～17:00（土日祝を除く） E-mail：ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp ※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。 FAX：0857-26-8138 ※FAX は相談申込の受付専用です。



事業内容	連絡先
2-9 男女共同参画相談	
<p>男女共同参画センターよりん彩では、生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など、あなたの悩みをお聴きし一緒に考えます。相談は無料、秘密は堅く守ります。県内3か所に相談室があります。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ○センター相談室（火～日） 電話：0858-23-3939 受付：9:00～17:00（火～日） ○東部相談室（月～金） 電話：0857-26-7887 受付：9:00～12:00、13:00～17:00 ○西部相談室（月～金） 電話：0859-33-3955 受付：9:00～12:00、13:00～17:00 ○オトコの相談（土のみ） 電話：0858-23-3955 受付：13:30～17:30
2-10 外国人のための人権相談	
<p>日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。</p> <p>【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語</p>	<p>【法務省】 外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090-911 受付：9:00～17:00（土日祝を除く）</p>



3. 雇用や就職に関すること



事業内容	連絡先
<p>3-1 労働に関する相談</p>	
<p>雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。</p> 	<p>中小企業労働相談所（みなくる） 受付：9:00～17:30 （月～金、奇数月の第1土曜日は鳥取、偶数月の第1土曜日は米子が開所） ○みなくる鳥取 電話：0120-451-783 ○みなくる倉吉 電話：0120-662-390 ○みなくる米子 電話：0120-662-396</p>
<p>3-2 学生の就職に関する相談</p>	
<p>ふるさと鳥取県定住機構では、『新型コロナウイルス感染拡大に伴う就活緊急相談窓口』を開設し、学生向けの就職相談を行っています。</p> 	<p>ふるさと鳥取県定住機構 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） （米子支所は9:30～18:15、東京支所は10:00～18:00） ○鳥取本部 電話：0857-24-4740 ○米子支所 電話：090-4805-7693 ○東京支所 電話：080-2930-7051 ○大阪支所 電話：0120-892-450</p>
<p>3-3 ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口</p>	
<p>新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた求職者の方の速やかな求人・求職マッチングのため、県立ハローワークに「特別相談窓口」を設置しています。 求職者の方に理解のある企業の求人（ささえあい求人）紹介や条件調整等、求職者の方の就職を支援しています。</p> 	<p>○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15 ○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15 ○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15 ○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 ※月～土曜日（祝日を除く）</p>

事業内容	連絡先
3-4 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）	
<p>（1）未経験職種への求職活動に必要な心構え等を学ぶセミナー、企業見学会・インターンシップ（職場体験）を行います。</p> <p style="text-align: right;">詳しくはこちら⇒ </p> <p>（2）成長が見込まれる業種等に必要なスキル習得のためのオンライン学習の機会を提供します。</p> <p style="text-align: right;">詳しくはこちら⇒ </p>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>（1）鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（雇用人材局雇用政策課内） 電話：0857-26-8477</p> <p>（2）雇用人材局産業人材課 電話：0857-26-7224</p>

4. 教育に関すること

事業内容	連絡先
<p>4-1 入学料の減免(県立高等学校)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少(家計急変)し、入学料の支弁が困難であると認められる場合は、県立高等学校の入学料を減免します。</p>	<p>入学先の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>4-2 授業料の減免(県立高等学校)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。</p> <p>保護者等の所得が判定基準に該当する(※)場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。</p> <p>(※)判定基準 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> 
<p>4-3 高等学校等就学支援金</p> <p>県立高等学校に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> 	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>4-4 就学助成制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。</p>	<p>お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。</p>

事業内容	連絡先
4-5 鳥取県育英奨学金(高校分)の緊急貸与	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学金の緊急貸与を行います。</p> <p>◆貸与月額</p> <p>国公立 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円</p> <p>◆申請資格(全てに該当する者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が県内に在住 ・世帯年収基準を満たすこと(例:4人世帯で7,860千円以下) ・修学意欲があること ・他の奨学金を受けていないこと ・新型コロナウイルス感染症による影響により、家計が急変した者 	<p>人権教育課</p> <p>電話: 0857-29-7145 FAX: 0857-26-8176 Email: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付: 8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
4-6 鳥取県育英奨学金の返還猶予	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大1年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	<p>人権教育課</p> <p>電話: 0857-29-7145 FAX: 0857-26-8176 Email: jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp 受付: 8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
4-7 授業料の減免(私立中学・高等学校等)	
<p>県内の私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料が減免される場合があります。</p>	<p>各私立中学・高等学校等へお問い合わせください。</p>
4-8 授業料等の減免(高等教育機関)	
<p>大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。</p>	<p>各学校へお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>

事業内容	連絡先
<p>4-9 就学支援金(私立中学・高等学校等)</p> <p>私立中学校・高等学校・専修学校(高等課程)に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>在籍の私立中学校・高等学校等又は総合教育推進課 総合教育推進課</p> <p>電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 Email：sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>4-10 新型コロナウイルスによる小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)</p> <p>R3.8.1～R4.6.30 に、新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。</p> <p>(R4.3～6月：日額 4,500 円/日・人(定額)…緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置実施区域は 7,500 円)</p> <p>※R3.12月までの休業に係る申請は受付を終了</p> <p>【申請期間】 令和3年11月1日～令和4年3月31日分：令和4年5月31日必着 令和4年4月1日～令和4年6月30日分：未発表</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【鳥取労働局】 雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701</p> <p>【厚生労働省】 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00 (土日祝を含む)</p>

企業・事業者向けの支援


5. 経営に関すること

(1) 資金繰り

事業内容	連絡先
5-1 ポストコロナに向けた資金繰り支援事業（経営安定事業継続支援資金）	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しており、県内中小事業者等の新たな資金需要に対応する必要があることから、最長5年間元本返済不要の期日一括返済型の資金を創設し、県内中小事業者等の経営安定化等に要する資金調達を支援します。</p> <p><資金用途> 運転資金 <融資上限額> 3,000万円 <融資利率> 1.80% <保証料> 0.23~0.68% <融資機関> 5年以内 <償還方法> 期日一括返還 <対象事業者></p> <p>コロナ前（令和2年1月以前）と比較し、最近3カ月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの 等</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453 FAX：0857-26-8117 受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>

(2)給付金、需要喚起

■国・県が実施する給付金、需要喚起等■

事業内容		連絡先																							
5-2 事業復活支援金																									
<p>新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、地域・業種を限定しない形で、事業規模に応じて給付される国の支援金です。</p> <p>【対象者】 新型コロナの影響を受け、R3.11月～R4.3月のいずれかの月(対象月)の売上高がH30.11月～R3.3月の間の同じ月(基準月)と比較して30%以上減少した事業者(業種や所在地を問わない)</p> <p>【給付額(上限)】 売上減少率、売上規模に応じて、法人最大250万円、個人最大50万円を支給</p> <p>【給付額算定】 基準期間(※)の売上高－対象月の売上高×5ヶ月分 ※基準月を含む、次のいずれかに該当する期間(H30.11～H31.3/R1.11～R2.3/R2.11～R3.3)</p> <p>【上限額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">売上減少率</th> <th rowspan="3">個人</th> <th colspan="3">法人</th> </tr> <tr> <th colspan="3">年間売上高</th> </tr> <tr> <th>1億円以下</th> <th>1～5億円</th> <th>5億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>▲50%～</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>▲30%～ ▲50%未満</td> <td>30万円</td> <td>60万円</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>		売上減少率	個人	法人			年間売上高			1億円以下	1～5億円	5億円超	▲50%～	50万円	100万円	150万円	250万円	▲30%～ ▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円	<p>事業復活支援金相談窓口 0120-789-140 [IP電話専用回線： 03-6834-7593] 受付:8:30～19:00(土曜・祝日含む)</p> <p>また、以下の県の窓口でも事前確認や申請サポートなどの相談を受け付けています。</p> <p>【経済対策予算ワンストップ相談窓口(商工政策課内)】 電話：0857-26-7538 (土日祝を除く)</p> 		
売上減少率	個人			法人																					
				年間売上高																					
		1億円以下	1～5億円	5億円超																					
▲50%～	50万円	100万円	150万円	250万円																					
▲30%～ ▲50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円																					
【申請期間】令和4年1月31日～5月31日																									

事業内容	連絡先								
5-3 オミクロン株影響対策緊急応援金									
<p>新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、経営上の影響を受けた県内事業者の事業継続を支援するため、業種や地域を問わず事業全般に幅広く活用可能な新たな応援金を支給します。</p> <p>【対象者】 新型コロナ感染急拡大に伴う経営上の影響を受けた県内中小企業等（個人事業主を含む） ※業種、地域を問わない。</p> <p>【要件】 令和4年1月～2月の2ヶ月の売上額（合算）が過去3年間（平成31年～令和3年）の同時期比で30%以上減少していること</p> <p>【支給内容】</p> <p>① 売上規模に応じた応援金（以下額を上限として支給）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px;">売上規模（月平均）</th> <th style="padding: 2px;">交付上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">50万円未満</td> <td style="padding: 2px;">20万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">50万円以上 200万円未満</td> <td style="padding: 2px;">30万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">200万円以上</td> <td style="padding: 2px;">40万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 認証店加算（10万円） 認証事業所を複数有する事業者を対象に、店舗数に応じて10万円を加算（2店舗目以降、10万円×店舗数に相当する額を加算）</p> <p>【申請期間】 R4.3.1～5.31</p>	売上規模（月平均）	交付上限	50万円未満	20万円	50万円以上 200万円未満	30万円	200万円以上	40万円	<p>オミクロン株影響対策緊急応援金コールセンター（県商工政策課内） 電話：0857-26-8634 Email：shoukou-taisaku@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
売上規模（月平均）	交付上限								
50万円未満	20万円								
50万円以上 200万円未満	30万円								
200万円以上	40万円								
5-4 コロナ禍再生応援金									
<p>長期化するコロナ禍により経営上の影響を受けた認証店を対象に、感染予防・拡大防止対策の徹底を図りつつ、事業活動の本格的な再生等を支援するための応援金を支給します。</p> <p>【対象者】 新型コロナ安心対策認証店として登録されている事業者</p> <p>【要件】 令和2年11月～令和4年3月の間の任意の連続する1年間の売上額が前年又は前々年対比で20%以上減少していること</p> <p>【支給内容】</p> <p>①法人形態に応じた応援金（以下額を定額交付） [法人] 20万円 [個人] 10万円</p> <p>②認証店加算（10万円） 認証事業所を複数有する事業者を対象に、店舗数に応じて10万円を加算（2店舗目以降、10万円×店舗数に相当する額を加算）</p> <p>【申請期間】 R4.1.5～5.27</p>	<p>コロナ禍再生応援金コールセンター（県商工政策課内） 電話：0857-26-7971 Email：shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>								

事業内容	連絡先
5-5 新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーン（お食事クーポン券第2弾）	
<p>※新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた段階で、販売・利用を開始します。</p> <p>新型コロナ安心対策認証店のうち飲食店等で利用できる 25%プレミアム付きお食事クーポン券を発行します。</p> <p>【対象事業者】</p> <p>新型コロナ安心対策認証店のうち、本キャンペーンに登録した飲食店等（飲食店及び宿泊施設等のうち、「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」を保有する事業者）</p> <p>※宿泊者に限定して飲食提供を行う施設、及びコンビニエンスストアは対象外</p> <p>【クーポン券の概要】</p> <p>販売額 4,000 円で 5,000 円（500 円×10 枚）、2,000 円で 2,500 円（250 円×10 枚）の飲食が可能な 25%プレミアム付きお食事クーポン券</p> <p>※詳細は、開始時期が判明次第、県ホームページでお知らせします。</p>	<p>販路拡大・輸出促進課</p> <p>電話：0857-26-7767</p> <p>Email：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-6 安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金	
<p>※新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた段階で、販売・利用を開始します。</p> <p>地域ぐるみで感染防止対策に取り組む団体等が発行する、エリア内の新型コロナ安心対策認証飲食店で共通使用できるクーポン食事券のプレミアム分を支援します。</p> <p><1 エリア補助上限額></p> <p>参加店舗数×30万円（補助率 10/10）</p> <p><対象事業・経費></p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア内共通クーポン食事券（5,000 円券／冊）のプレミアム分（1,500 円） ・エリア内共通クーポン食事券発行に伴う広報費等 定額25万円／エリア <p><要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ安心対策認証店飲食店でエリアを構成し、エリアでコロナ感染対策に取り組む意思表示をしていること。 ・精算事務、補助金事務を担う事務局機能を有していること。 <p>※詳細は、開始時期が判明次第、県ホームページでお知らせします。</p>	<p>食のみやこ推進課</p> <p>電話：0857-26-7853</p> <p>FAX：0857-21-0609</p> <p>E-mail：syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>

■■ 県内市町村が実施する給付金等 ■■

※以下掲載のほか、県内市町村における支援策に関するホームページ（QRコード）は、51ページへ掲載しています。

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	<p>○鳥取市中小企業事業再構築支援事業補助金</p> <p>【対象者】鳥取市内に主たる事業所を有する中小企業者等(※) ※個人事業主、法人（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社）。ただし、農林水産業を主業とする者を除く。</p> <p>【対象事業】環境の変化に対応した新たな事業の創造により事業再構築につながる取組</p> <p>(1)新分野の進出 (2)事業実施方法の転換（感染症防止対策、既存事業の拡大に止まるものを除く） (3)新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・サービスの開発</p> <p>【要件】</p> <p>(1)申請前直近1年のうち、任意の3月の合計売上がコロナ以前（H31.1～）の同3月の合計売上高と比較して、20%以上減少していること (2)事業計画が商工団体による事前確認を受けた事業であること (3)市税等の滞納がないこと</p> <p>【補助額】総事業費のうち、 I：事業費200万円以下部分(ただし、総事業費20万円未満の事業は対象外) 事業費×1/4(上限50万円) II：事業費200万円を超える部分 事業費×1/2(上限50万円)</p> <p>【申請期限】令和4年9月30日まで</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課 電話：0857-20-3223</p>

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	<p>○生産性向上設備導入支援事業補助金</p> <p>【対象者】 (1) 鳥取市内に事業所を有し、2年以上事業等を行っている中小企業者等(※) ※個人事業主、法人(株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社)</p> <p>【対象事業】 鳥取市で認定した先端設備等導入計画に記載され、工業会証明書が発行されている先端設備等の導入に係る経費</p> <p>【要件】 ①補助金交付申請時において、鳥取市による先端設備等導入計画の認定又は変更認定を受けていること ②令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3カ月の合計売上高がコロナ前(平成31年1月～令和2年3月)の同月比で10%以上減少していること ③市税等の滞納がないこと</p> <p>【補助率】 1/5(上限200万円) 【申請期限】 令和4年9月30日まで</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課 電話：0857-20-3223</p>
米子市	<p>○米子市オミクロン株影響対策特別支援金</p> <p>【対象】 米子市内に事務所又は事業所を有しており、かつ、鳥取県「オミクロン株影響対策緊急応援金」の支給を受けている事業者</p> <p>【支給額】 以下①+②の額を支給。 ①基本支給 ⇒県応援金の基本支給額(※)の半分の額 ※「新型コロナ安心対策認証店」複数運営による加算を含まない ②米子市内「新型コロナ安心対策認証店」 「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店・協賛オフィス」複数運営加算 ⇒米子市内2店舗目以降1店舗につき5万円</p> <p>【申請期間】 令和4年4月1日～6月30日</p>	<p>米子市商工課支援金窓口 電話：070-3794-0951</p>



企業・事業者向け




市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
境港市	<p>○境港市事業継続緊急支援金 【対象】市内に本社又は本店を有する中小企業者等（個人事業主含む） ※業種不問 【支援額】一律10万円（市内に複数店舗がある場合も10万円） 【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの影響により、令和4年1月～3月の任意の月の売上が、平成31年～令和3年の任意の年の同月と比較して、15%以上減少していること。 ・境港市税に滞納がないこと。 ・法人の場合は法人市民税の確定申告、個人の場合は事業所得の申告をしていること。 ・引き続き雇用を維持し、事業を継続すること。 ・新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止対策の徹底を図ること。 <p>【申請期限】令和4年4月28日（木）</p> <p>○境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金 【対象】県の「外国人技能実習生等入国時滞在費補助金」の交付決定を受けている市内事業者 【支給額】対象経費の1/3（上限：外国人1人につき2千円/泊）</p>	<p>○境港市事業継続緊急支援金について 境港市水産商工課商工振興係 電話：0859-47-1056</p> <p>○境港市外国人技能実習生等入国時滞在費補助金について 境港市水産商工課 経済交流係 電話：0859-47-1029</p>
岩美町	<p>○岩美町PCR自主検査費用助成事業 【対象】岩美町内の事業者 【支給額】対象経費の1/2、1回の検査につき上限1万円（ただし、1事業者の合計上限額は10万円） 【申請期限】令和4年3月31日まで</p>	<p>岩美町商工観光課 電話：0857-73-1416</p>
若桜町	<p>○若桜町新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成金 【対象】住民が自費でPCR検査を受けた場合の検査費用 【助成金額】対象経費の1/2 上限1万円(100円未満端数切捨て)、1人あたり2回まで</p>	<p>若桜町町民福祉課 電話：0858-82-2233</p>
湯梨浜町	<p>○事業者応援給付金（第3弾） 【対象】令和3年9月～令和4年3月の任意の3カ月の事業収入の平均額が、前年または前々年の年間事業収入の月平均額と比較して20%以上減少した商工事業者 【支給額】最大30万円 【申請期限】令和4年6月30日まで（予定）</p>	<p>湯梨浜町産業振興課 商工観光係 電話：0858-35-5383</p>

企業・事業者向け

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
日吉津村	<p>○新型コロナウイルス感染症 PCR 検査費用助成事業</p> <p>【対象】①帰省者や県外からの帰宅者が、PCR 検査を受けた場合の検査費用 ②濃厚接触者認定された住民が仕事復帰の際に必要なとなった自費での PCR 検査費用</p> <p>【支給額】①対象経費の 1/2 1 回上限 9,900 円 ②対象経費の 10/10 1 回上限 2 万円 (①、②ともに 1 人あたり 2 回まで)</p>	<p>日吉津村総務課 電話：0859-27-5950</p>
	<p>○ひえづ元気回復商品券（第3弾）</p> <p>村内の経済を活性化するための支援事業(令和 4 年 4 月発行予定)</p> <p>【対象】基準日に日吉津村の住民基本台帳に登録されている住民に配布</p> <p>【支給額】1 人あたり 5,000 円（500 円券×10 枚）</p> <p>【使用期限】令和 4 年 11 月 30 日（予定）</p>	
大山町	<p>○介護事業所等サービス継続支援事業補助金</p> <p>介護事業所等の事業継続を財政支援</p> <p>【利用者 1 人当たり補助額：施設(入所)系は 1 万円、訪問・通所系は 2 万円】</p>	<p>大山町福祉介護課 電話：0859-54-5207</p>
南部町	<p>○新型コロナウイルス感染症 PCR 検査費用助成事業</p> <p>【対象】PCR 検査の検査費用（やむを得ない理由により南部町と県外を往来をする場合に限る。通勤、通学、仕事による往来は対象外。）</p> <p>【支給額】対象経費の 1/2 上限 15,000 円、1 人あたり 2 回まで</p>	<p>南部町総務課 電話：0859-66-3112</p>
伯耆町	<p>○新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業</p> <p>＜医療・高齢者福祉施設等抗原簡易検査キット購入費用助成＞</p> <p>【対象】対象施設における職員等検査用の簡易検査キット購入費用の 8 割補助</p> <p>【補助上限等】 検査キット 1 つ当たり 5,280 円</p> <p>＜受験者等 PCR 検査費用助成事業＞</p> <p>【対象】県外に所在する学校等の受験において、医療機関等が実施する PCR 検査自費診療費 10 割補助</p> <p>【補助上限】 20,000 円（1 人 3 回まで）</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症検査費用助成事業</p> <p>伯耆町健康対策課 電話：0859-68-5536</p>

(3)雇用調整助成金、休業等支援金ほか


事業内容	連絡先
<p>5-7 雇用調整助成金(特例措置)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。(休業、教育訓練に対する特例措置期間：R4.6.30まで、助成率：中小企業 4/5 (解雇を行わない場合 9/10)、大企業 2/3 (解雇を行わない場合 3/4)、上限額：9,000 日・人 (R4.3~6月) (教育訓練する場合の加算：中小企業 2,400 円/日・人、大企業 1,800 円/日・人))</p> <p>※地域・業況特例は助成率：4/5 (解雇を行わない場合 10/10)、 上限額：15,000 円/日・人</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根府川 電話：0859-72-0065 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00~21:00 (土日祝を含む)</p>
<p>5-8 労働関係の相談</p> <p>鳥取労働局では以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談(企業が有給の特別休暇を導入してくれない等)</p> <p>【2】倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談</p> <p>【3】米子公共職業安定所 助成金担当部門 (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談</p>	<p>○鳥取労働局 (【1】に関する事) 電話：0857-22-7000 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○倉吉労働基準監督署 (【2】に関する事) 電話：0858-22-5640 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○米子公共職業安定所 (ハローワーク米子) (【3】に関する事) 電話：0859-33-3911 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center;">  </div>




事業内容	連絡先
5-9 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	
<p>①中小企業の労働者のうち、休業中（R3.4.1～）に賃金（休業手当）を受けることができなかった方、②大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、休業中（休業期間：R3.4.1～R4.6.30）に事業主から賃金（休業手当）を受け取っていない方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3.10.1～12.31 8割 9,900円/日 ・R4.1.1～6.30 8割 8,265円/日 <p>☆バイト・パート・日々雇用・登録型派遣・シフト制の方なども対象となります。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 電話：0120-221-276 受付：8:30～20:00（平日） 8:30～17:15（土日祝）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
5-10 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	
<p>R3.8.1～R4.6.30に、新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業等のため、保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成します。</p> <p>（～R3.12月：補助率 10/10、上限額 13,500円/日・人…緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置実施区域は 15,000円 R4.1～2月：助成率 10/10、上限額 11,000円/日・人…対象地域は 15,000円、 R4.3月：助成率 10/10、上限額 9,000円/日・人…対象地域は 15,000円）</p> <p>（※）労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じていない場合、労働者が直接申請できます。</p> <p>☆非正規雇用労働者も対象となります。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話：0120-60-3999 受付：9:00～21:00（土日祝を含む）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
5-11 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金	
<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（正規・非正規を問わない）が取得できる有給の休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を整備・周知し、R3.4.1～R4.3.31の間に当該休暇を取得させた事業主を助成します。</p> <p>① 休暇制度導入助成金（R3.4.1～R4.3.31 休暇取得日数合計 5 日以上） 支給額：15 万円（1 事業場 1 回限り） ※令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等を受給した事業場は併給できません。）</p> <p>② 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）（R2.5.7～R4.3.31 の休暇取得日数合計 20 日以上） 支給額：対象労働者 1 人当たり 28.5 万円 （1 事業所当たり 5 人まで）</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>鳥取労働局 雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>

事業内容	連絡先
<p>5-12 両立支援等助成金・介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。</p> <p>【支給額（労働者1人当たり）】 休暇取得日数合計5日～10日未満：20万円 休暇取得日数合計10日以上：35万円</p>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>






(4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓ほか



事業内容	連絡先
<p>5-13 新型コロナ感染予防対策推進事業</p> <p>感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援します。</p> <p>【対象者】飲食店、理美容所、小売店等の店舗やオフィス、複数の県民が利用する施設</p> <p>【補助対象】 感染予防対策に必要な経費（仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計、CO2 モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等）</p> <p>【補助額】上限 20 万円（補助率 1/2） ※複数店舗を有する事業者の場合、店舗数に応じて補助 ※お問い合わせの際は「感染予防対策補助金」とお伝えください。</p>	<p>くらしの安心推進課 電話：0857-26-7159 Email：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> 
<p>5-14 事業再構築促進補助金</p> <p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！</p> <p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している中小企業等。 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。 3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加の達成。 <p>【補助額、補助率】 通常枠補助額 100 万円～従業員数に応じて 8,000 万円 補助率 2/3(6,000 万円超は 1/2)</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター 電話：0570-012-088 03-4216-4080 受付：9:00～18:00 (土日祝を除く)</p> 
<p>5-15 県内企業多角化・新展開応援事業補助金</p> <p>新型コロナウイルス感染症蔓延長期化に伴い経営的影響を受けた中小企業者に対して、新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取り組みを支援します。(補助率 1/2、上限 1,000 千円)</p> <p>【申請期限】令和4年7月31日(日)</p>	<p>企業支援課 電話：0857-26-7988 FAX：0857-26-8078 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>


事業内容	連絡先
5-16 新時代対応型事業展開支援補助金	
<p>県内中小企業者がコロナ禍で変容した生活様式や市場に対応しながら事業継続し、持続的な発展を図るため新規分野進出など事業展開等新規需要の獲得の取り組みを支援します。(補助率 1/2、上限 5,000 千円)</p> <p>【事業実施期間】令和5年2月28日</p> <p>※審査会を開催して採択</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7988</p> <p>FAX：0857-26-8078</p> <p>受付：8:30~17:15</p> <p style="text-align: right;">(土日祝を除く)</p>
5-17 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）	
<p>(1) 飲食サービス業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、製造業、情報サービス業の事業主の方を対象に、成長が見込まれる業種や業態転換等を学ぶセミナー・事業計画策定等のワークショップ、伴走型支援を行う専門家派遣を行います。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p>(2) 製造業及びIT産業の新分野進出・事業多角化、DX等を推進するために必要な技術・技能者の育成に向けて、ものづくりに関する各種講座の開催、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援を行います。</p> <p>(3) 多岐に渡る課題解決能力やAI等の先端分野に対応する人材育成ニーズに対応できるオンラインコンテンツを活用した研修の機会を提供します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<p>(1) 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局 (雇用人材局雇用政策課内)</p> <p>電話：0857-26-8477</p> <p>(2) (3) 雇用人材局産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224</p>
5-18 戦略的海外展開構築支援事業費補助金	
<p>新型コロナウイルス感染症などの国際経済変動に対応しながら変化をチャンスに変えて、戦略的に外需獲得を目指そうとする取組のうち、他のモデルとなる取組に対して支援します。</p> <p>〈補助対象者〉</p> <p>県内に本社を有する中小企業者又は県内に事業所を有する中小企業者(3社以上参加していること)、他の企業や研究機関、商社等によるグループ、団体</p> <p>〈補助率等〉：2/3(上限額：200万円)、期間：12か月</p> <p>〈対象経費〉</p> <p>調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費・交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、雑費、代行営業経費、販売促進用品の輸送料、現地での感染予防経費(ハイヤー移動等)、PCR検査費、必要な隔離に要する経費</p>	<p>通商物流課</p> <p>電話：0857-26-7660</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15</p> <p style="text-align: right;">(土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>



事業内容	連絡先
5-19 海外プロモーション動画作成支援補助金	
<p>オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用を支援します。</p> <p>〈対象経費〉 委託費、賃借料、通信運搬費、諸謝金、通訳翻訳料</p> <p>〈補助率等〉 補助対象経費の1/2以内 (1社あたり上限20万円/年)</p>	<p>(公財) 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター 電話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-20 コロナ禍における海外ビジネス支援事業補助金	
<p>十分な感染予防対策等で安全性を確保した上で、早期に海外での販路開拓の取組(感染予防対策含む)を実施する県内事業者等を支援します。</p> <p>〈対象経費〉現地での感染予防経費(ハイヤー移動等)、PCR検査費、必要な隔離に要する経費、旅費、展示品等輸送費、物産展等出展費、外部専門家謝金・旅費、通訳・翻訳費、各種証明書取得費、仕様変更費等</p> <p>〈補助率等〉補助対象経費の1/2以内(1社あたり上限75万円/年)</p>	<p>(公財) 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター ー 電話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-21 貸切バス等利用促進緊急応援補助金	
<p>県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等(事前に予約を受け付けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。)の利用に係る代金の半額割引を助成します。<u>ただし、学校関係行事の利用は除きます</u></p> <p>【運行期間】 令和4年4月1日(予定)から令和5年2月28日</p> <p>【補助内容】 補助率：1/2 補助上限額：1件あたり20万円</p> <p>※予算がなくなり次第終了します。 ※補助対象は、県内移動を原則とし、県外移動の場合は、鳥取県と生活・経済圏を同一とする地域に限り(鳥取県から新型コロナウイルス感染症に係る移動の注意喚起が出ていないことを条件とする)、なおかつ県内の飲食施設、商業施設等に立ち寄る行程とする場合に限ります。</p>	<p>○鳥取県バス協会 電話：0857-22-2724 FAX：0857-22-2726</p> <p>○地域交通政策課 電話：0857-26-7641 FAX：0857-26-8107 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

(5)働き方改革、人材育成・採用


事業内容	連絡先
5-22 雇用シェア（在籍型出向）に係る専門家派遣	
<p>（公財）産業雇用安定センターが雇用シェア（在籍型出向）のマッチング支援を行う案件について、出向元・出向先の希望に応じて専門家（弁護士）を派遣し、助言・支援を行います。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p><マッチング> 公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所 電話：0857-20-1500</p> <p><専門家派遣> 雇用人材局雇用政策課 電話：0857-26-7229</p>
5-23 働き方改革、労務管理全般に係る相談	
<p>社会保険労務士等の専門家が無料で働き方改革（就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用、職務分析・職務評価など）、労務管理に係る相談に対応します。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>働き方改革サポートオフィス鳥取（はたサボ鳥取） フリーダイヤル： 0800-200-3295 電話：0857-30-7226 FAX：0857-30-7227 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-24 産業雇用安定助成金	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。</p> <p>（出向運営経費 助成率：中小企業 4/5（解雇を行わない場合 9/10）、大企業 2/3（解雇を行わない場合 3/4）、上限額：12,000 円/日・人） （出向初期経費 10 万円/人、加算額 5 万円/人）</p>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <div style="text-align: center;">  </div>


事業内容	連絡先
5-25 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）	
<p>紹介日において離職されている方で、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業への就労を希望される方を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成します。（短時間労働（週20～30時間） 2.5万円/月／常用雇用（週30時間以上） 4万円/月）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<p>【厚生労働省】 ○鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （平日のみ）</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-26 社会保険労務士等の派遣による就業規則等整備支援制度	
<p>社会保険労務士を派遣し、テレワーク、在宅勤務、時差出勤に関する就業規則等の改正（整備）を支援します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>	<p>とっとり働き方改革支援センター -（県商工労働部内）</p> <p>電話：0857-26-7662 FAX：0857-26-8169 Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-27 雇用維持教育訓練経費補助金	
<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者が、雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援します。 （補助率2/3、上限100万円/社）</p>	<p>産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224 FAX：0857-26-8169 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>

事業内容	連絡先
5-28 離職者の再就職支援	
<p>新型コロナウイルス等の影響により離職した者を正規雇用した企業に奨励金・支援金を支給し、離職者の再就職を支援します。</p> <p>【新型コロナウイルス雇用安定支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等の影響により5人以上29人以下の離職を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に支援金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり 30万円 <p>【鳥取県労働移動受入奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業縮小等の影響により30人以上の離職者を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に奨励金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり 10万円 <p>※いずれも国の労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）と併用できる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15 ○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15 ○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15 ○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 <p>※月～土曜日（祝日を除く）</p>
5-29 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	
<p>再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業者に助成金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者1人あたり 30万円 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 ○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021 ○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609 ○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911 ○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
5-30 鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金	
<p>テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援します（補助率 1/2、上限 500 千円/社）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>	<p>とっとり働き方改革支援センター （県商工労働部内）</p> <p>電話：0857-26-7662 FAX：0857-26-8169 Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

事業内容	連絡先
5-31 障がい者のテレワーク導入支援補助金	
<p>障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めるため、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部を助成します。</p> <p>(補助率 1/2、上限 500 千円/社)</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7693</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15</p> <p style="text-align: center;">(土日祝を除く)</p>
5-32 鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金	
<p>技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等がホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援します。(上限額 2 千円/泊、補助率 1/3、1 事業所当たりの上限 5 人)</p> <div style="text-align: center;">  </div>	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7699</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15</p> <p style="text-align: center;">(土日祝を除く)</p>

6. 農林水産業に関すること

事業内容	連絡先
<p>6-1 畜産農家支援</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による和牛肉の価格下落等について、粗収益と生産コストの差額のうち国の牛マルキン制度に上乘せして助成します。</p>	<p>畜産課 電話：0857-26-7288 FAX：0857-26-7292 Email：chikusan @pref.tottori.lg.jp 受付：8:30~17:15 （土日祝を除く）</p>
<p>6-2 貸付事業（農業）</p> <p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者を支援するため、県内3JAにて「新型コロナウイルス感染症対策資金」（運転資金）を融資。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付期間 1年以上10年以内のJA所定の期間 ●融資限度額 個人：300万円以内 法人：500万円以内 ●金利 JA所定の利率（借入日から最大5年間、1.5%以内の利子補給あり。） ●保証料 鳥取県農業信用基金協会による保証前取り一括保証料全額を助成。 	<p>○JA鳥取いなば 金融部 融資管理課 電話：0857-37-0522</p> <p>○JA鳥取中央 金融部 融資課 電話：0858-23-3052</p> <p>○JA鳥取西部 農業融資センター 電話：0859-37-5865</p> <div style="text-align: right;">  </div>




事業内容	連絡先
6-3 貸付事業	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。</p> <p>【農林漁業セーフティネット資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等 ●資金使途 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 ●貸付期間 15年以内（うち据置3年以内） ●融資限度額 一般：1,200万円 特認：年間経営費等の12/12 簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合 ●金利 0.30%（15年の場合。令和3年12月20日現在） ●担保等 実質的に無担保化等 ●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間（林業者は10年間）の利子を助成 	<p>日本政策金融公庫鳥取支店 電話：0857-20-2151 受付：9:00～17:00 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
6-4 貸付事業(水産業)	
<p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者（漁協及び組合員）を支援するため、県内のJFマリンバンク（県信用漁業協同組合連合会及び農林中金）において「JFマリンバンクコロナ対策長期資金」（運転資金）の融資を行います。</p> <p>【貸付期間】 15年以内（うち据置3年以内）</p> <p>【利子助成上限融資額】 1.5億円</p> <p>【金利】 1.5%（JFマリンバンク及び県の利子助成により実質無利子化（5年間））</p> <p>【保証料】 国による保証料全額助成（5年間）</p>	<p>鳥取県信用漁業組合連合会本店 電話：0857-23-1351 または各代理店（田後、網代、賀露、赤碓、境巷）にお問い合わせください。</p>

その他の支援

7. イベント開催などに関すること

事業内容	連絡先
7-1 動画配信経費補助金	
<p>新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等の映像配信に要する経費を支援します。</p> <p>■補助率（補助上限額） 1/2（250千円）</p> <p>■対象となる事業期間（申請可能期間） 令和5年2月15日まで（令和4年12月15日まで）</p> <p>■申請者 県内で文化芸術活動を行う個人・団体</p> <p>■補助対象経費 機材（カメラや通信機器等）賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、外部スタッフ人件費等</p>	<p>文化政策課 電話：0857-26-7134 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>

8. 税に関すること

事業内容	連絡先
<p>8-1 地方税における猶予制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当し納税が困難な方は、地方税の納税の猶予を受けることができます。</p> <p>(1) 財産に相当な損失が生じた場合 例) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した</p> <p>(2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合 例) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した</p> <p>(3) 事業を廃止し、又は休止した場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置により、やむを得ず休廃業をした</p> <p>(4) 事業に著しい損失を受けた場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により利益が減少し、著しい損失を受けた。</p> 	<p>受付 8:30~17:15(土日祝を除く)</p> <p>○東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3509 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部県税事務所収税課 電話：0858-23-3106 FAX：0858-23-3118 Email： chubu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○西部県税事務所収税課 電話：0859-31-9616 FAX：0859-31-9613 Email： seibu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
<p>8-2 その他の税制上の措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <p>・国税について 新型コロナウイルス感染症に関する対応について </p> <p>・地方税について 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について </p>	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <p>○国税 最寄りの税務署</p> <p>○県税 最寄りの県税事務所</p> <p>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</p>

県内市町村における支援等のホームページ一覧

県内市町村がホームページで紹介する支援策は、以下をご参照ください。

東部地区	【鳥取市】 新型コロナウイルス感染症関連	【岩美町】 岩美町トップページ	【若桜町】 新型コロナウイルス感染症情報
			
【智頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【八頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	中部地区	【倉吉市】 新型コロナウイルスに関する情報
			
【三朝町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【湯梨浜町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【琴浦町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【北栄町】 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する情報
			
西部地区	【米子市】 新型コロナウイルス感染症関連情報	【境港市】 【事業者向け】新型コロナウイルスに関する支援策	【日吉津村】 日吉津村トップページ
			
【大山町】 新型コロナウイルス関連情報	【南部町】 新型コロナウイルス感染症に関する給付金・助成金情報について	【伯耆町】 伯耆町の新型コロナウイルス感染症に関する情報	【日南町】 【重要】新型コロナウイルス対策
			
【日野町】 新型コロナウイルス関連情報	【江府町】 新型コロナウイルス関連情報		
			